

いぼん

No.17 2016.12.17

入間市障害者相談支援センター いぼん
入間市障害者就労支援センター
入間市豊岡1-16-1 市役所内
TEL 04-2901-7088

障害者就労支援センターいぼん

本年度より話し合いから行動に！

はたサポ(入間市障害者就労推進連絡協議会)続報！

以前にご紹介した、はたサポ（正式名：入間市障害者就労推進連絡協議会、愛称：はたらこサポーターの会）では、今年度計画したメインのイベント“精神障害の方が働いている企業見学”を、11月17日（木）実施しました。見学企業として市内工業団地内にあるグローバサービス株式会社様の絶大なるご協力をいただき、はたサポメンバー以外にも他企業の方や就労支援関係者ら17名が参加し、働いている現場の見学や、就労に至った経緯や就労時に必要な配慮等の説明をいただきました。その後意見交換をさせていただきましたが、会社側も参加者も障害者就労の推進に対し熱い気持ちをお持ちの方ばかりなので、今後に向けて有用な話し合いとなり、やはりこういった地道な活動の必要性を痛感しました。見学の場を提供いただきましたグローバサービス株式会社様には厚く御礼申し上げます。

今後の予定としては、はたサポの活動を少しでもご理解いただき推進していくために、解りやすく簡単にまとめたチラシの配布を予定しております。皆さまのご協力宜しくお願い致します。



NEWS

「第7回障がいのある人たちの”はたらく”を考えるつどい」のお知らせ

- 日時：平成28年12月17日（土） 13時30分～16時30分（予定）
- 場所：健康福祉センター3階
- 内容：りぼん紹介、雇用サポートセンター講演、障がい者を雇用している企業・当事者の体験発表等
※参加希望の方は12月9日（金）までにりぼんへご連絡お願い致します。

埼玉県の最低賃金が昨年に引き続き
平成28年10月1日から時間給845円に
変わりました。時給820円から25円のUPです！今働いている人もこれから働く人にも朗報です
ね♪働く意欲も上がってきますね(^_-)☆

埼玉県の最低賃金が上がりました！



りぼん余暇活動特集



仕事が順調なのはとても良い事ですが、仕事ばかりになってしまうのもとても大変ですよね。働いているとりぼんに行く事も中々難しいし…。そんなご心配を少しでも解消出来るようにと、りぼんでは年に 5~6 回登録者を対象に土日の余暇活動をしています！職員もたまにしか会えないみなさんの顔がみれて安心(^_^)今回はりぼん余暇活動のすべてを見せちゃいます♪

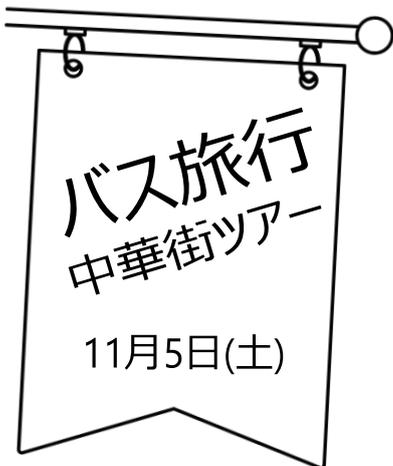
はたらこサロン

9月4日(日)に第2回はたらこサロンを行いました。

趣味の話や旅行の話、一人暮らしについてなど数人のグループに分かれていろいろな話をしました。日頃は別々の会社で働いている仲間がお互いに交流を深めています。

次回(第3回)は来年2月25日(土)を予定しています。

ぜひご参加ください。



秋といえば行楽シーズン♪そして食欲の秋！！

そんな素敵な秋が深まる頃、りぼんでは日帰りバス旅行に行きました。

行先はみなさんのリクエストにお応えして「横浜・中華街」です(^_^)

グループごとに中華街を散策し、両手いっぱいにお土産を買った後はテレビでもよく特集されている揚州飯店の「肉まん&餃子手作り体験」をしました。

今年はジャニーズも来店したとか…。

餃子も肉まんも中々作る機会がないのでひだを作るのにみんな四苦八苦！

餃子なのに小籠包みたいに小さくなってしまった人もいました(;^ω^)

蒸かしている間に中国語講座もあり、特に中国語クイズは大盛り上がり！

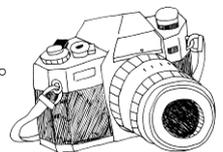
意外と漢字で何を意味しているのかわかるものですね。

昼食は自分で作った餃子と肉まん、さらにはエビチリや炒飯などのコース料理もできました。

ものすごいボリュームで大満足(^_-)-☆やはり自分で作った食べ物は格別♪

帰りには海老名サービスエリアでショッピングをして楽しかった旅行は無事終わりました。

もうすでに次の旅行先のリクエストが殺到しておりますが、またアンケートをとって決めたいと思います！



障害者相談支援センターいほん

障害者総合支援法・児童福祉法の一部の見直し

平成30年4月1日から見直しされた法律が施行されます(2.(3)については公布日)

概要

1、障害者の望む地域生活の支援

- (1)施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する(自立生活援助)
- (2)就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する(就労定着支援)
- (3)重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4)65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減できる仕組みを設ける

2、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1)重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2)保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3)医療的ケアを必要とする障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4)障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1)補装具費について、成長に伴い短期間で切り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2)都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所定の規定を整備する



施設やグループホーム等に入所されていた方等の巡回支援が新設され、より地域での自立した生活が送れることが期待されます。介護保険に移行する際の利用料の軽減の仕組みも設けられます。さらに、「医療的ケアを要する障害児」について初めて法律で言及されたのは特筆すべきことです。自治体による連携促進が期待されます。



利用者の声



野村 誠一郎さん

50歳になる身体障がい3級、精神障がい2級の者です。4年前退院をする時に精神科のソーシャルワーカーから、初めてりぼんを紹介されました。当時は働こうと漠然と考えていましたが、当時の就労支援センター長より、いきなり働こうとしてもキツイと言われ、相談支援センターの紹介でデイサービスと地域活動支援センターに通う事となりました。そこでリハビリを重ね、その後、就労移行支援事業所での訓練を経て、現在は東京都内の就労継続支援A型事業所まで通っています。システム班としてOAパソコンの管理の仕事やデザイン班のお手伝いをしています。会社閉所時はデイサービスで自分のできる事を真似しながらこなして、いろいろなイベントや人との交流を楽しんでいます。

A型事業所に通いながら一般就労を目指して面接に行っていますが、面接で「あなたは何をやって来て、何をしたいの?」と必ず言われます。最近になり、将来の為に色々な訓練施設に行ったことが良かったと思っています。一人で勉強していても履歴書には書けないし、ずっと家にいると具合が悪くなりがちですが、訓練施設に通っていた事実は履歴書にも書けますし、そこで何をやっていたのかわかるからです。そして何より通えるように体調を整えることが大事です。休まず通えることが自分の良いところだと思っています。

これからもりぼんに相談しながら仕事や生活をしていきたいと思っています。



「いぼん」は、相談支援センターと就労支援センターが協力して発行しています。

通常の支援活動でも、市役所3階の同じ部屋にあることで連携して支援を行っており、「いぼん」という名前も共通のものになっています。生活の困り事や仕事のことなど、一人の方の“生きる“ということでは切り離すことができません。そこで「いぼん」は、生活と就労の一体的な支援で皆さんのお役にたつよう努力しています。これからも「いぼん」をよろしくお願いします。